「困難地整備支援」における補助区分の追加

補助対象 事業区分	事業内容	細区分	補助率			要件	補助の対象行為
支	・困難地とは、人家・道路等に近接した木の伐倒や掛かり木処理が想定される人の負担がある箇所のうち、間接補助事る箇所のうち、間の大人の人間、玉切、集積、運搬等	里山・平地林	現行	刈払い ・抜伐り	ha当たり 500千円を上限	・3者協定(10年間) ・次年度以降の管理 ・国庫、既存事業との併 用不可	・刈払い、伐倒、玉切、集 積、積込み、運搬等
			(案) _{全伐タイ} プ	標準伐採	・標準歩掛、既存事 業を基準に算出し た額を上限に設定 予定		・刈払い、伐倒、玉切、片 付け、整理、集積、積込 み、運搬等
			(案) ^{特殊伐採}	特殊伐採	・見積額を基準に既 存事例をふまえ検 討	- 大平及以降の官理	・標準伐採では対応でき ない特殊伐採行為